

市所有歴史的建造物の使用について

○旧真壁郵便局

年末を除き、午前9時から午後4時30分まで開館しています。開館中の見学は無料です。ただし、会議等で使用する際は、申請並びに使用料が必要となりますので、条例並びに条例施行規則をご覧ください、都市整備課まで申請願います。

- ・使用時間午前9時から午後10時まで
- ・休館日12月29日から翌年1月3日
- ・使用不可： 営利を目的とするとき。
公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
その他管理上支障があるとき。営利目的等
- ・使用料 1日 本館600円、附属棟200円
2時間 本館150円、附属棟50円

管理人の常駐や開館中の鍵の施錠はありませんので、作品展等で使用する場合は、各自の責任において会場や作品等の管理をお願いします。

エアコンが1階、2階、附属棟（和室）にあります。スイッチの切り忘れがないように確認をお願いします。

国の登録有形文化財ですので、建物に傷を付けたりしないように、十分に注意して下さい。特に漆喰仕上げが多いですので、壁面に画鋸や釘を打つ、テープを貼るといった行為は禁止します。

○旧高久家住宅

1 週間を基本とし、旧高久家の店舗兼住宅の使用が可能となっております。使用する際は、申請並びに使用料が必要となりますので、条例並びに条例施行規則をご覧ください、都市整備課まで申請願います。

- ・休館日 なし
- ・使用料 1 週間あたり 7, 0 0 0 円

旧高久家住宅を使用できる活動は次のとおりです。

- (1) 観光振興に寄与する活動
- (2) まちづくりに寄与する活動
- (3) 定住化促進に寄与する活動

活動の趣旨、目的と計画を記載して提出していただき、上記の活動に該当すると認められれば、利用することができます。

ひなまつり期間や、祇園祭の期間等に観光協会の行事等が入る場合がありますので、この時期を含む期間での利用については、観光協会等と事前調整が必要になる場合があります。

水道、電気、IH 調理器の使用ができますが、お風呂はありません。エアコンはありませんので、暖房器具を持ち込んでも構いませんが、火気の使用には十分に留意してください。

国の登録有形文化財ですので、建物に傷を付けたりしないように、十分に注意して下さい。

- ・建築基準法上の建物の用途は、住宅です。

旧高久家住宅の一部を特殊建築物の用途で使用する場合には、建築基準法上の制限がかかります。その制限は、特殊建築物の用途として使用する部分の床面積は 100 ㎡以内となります。(建築基準法第 6 条第 1 項 1 号)